

「新たなステージに入った乳がん検診の総合支援事業」 乳がん検診仕様書（案）について

秋田県がん対策室

1 概要

県が取りまとめ、県内の市町村と検診機関（秋田県厚生農業協同組合連合会、独立行政法人地域医療機能推進機構秋田病院）が締結している「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の乳がん検診（集団方式）業務委託契約」について、平成30年度から、契約書ひな形に別紙仕様書を添付する。

「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」とは、国の補助事業であり、概要は次のとおりである。

補助対象：市町村（国庫補助を希望する市町村のみ）

対象部位：子宮、乳

対象経費：クーポン配布事務費（印刷費や郵送費など）
検診費の自己負担額

対象年齢：子宮20歳、乳40歳

参加市町村数：18市町村（平成28年度）

2 理由

市町村と業務委託契約を締結するに当たっては、精度管理項目を明記した仕様書の添付が必要であったが、これまで添付されていなかったため、改善する必要がある。

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業乳がん検診仕様書（案）

1 検査の精度管理

(1) 検診項目

検診項目は、問診及び乳房エックス線検査（マンモグラフィ）とすること。視触診は推奨しないが、仮に実施する場合は、マンモグラフィと併せて実施すること。

(2) 問診・乳房エックス線撮影（撮影機器、撮影技師）

- ① 問診では、現在の症状、月経、妊娠、出産及び授乳等に関する事項、既往歴、家族歴、過去の受診状況等を聴取すること。
- ② 乳房エックス線装置の種類を明らかにし、日本医学放射線学会の定める仕様基準^{#1}を満たすこと。
(乳房エックス線装置の種類：)
- ③ 両側乳房について内外斜位方向撮影を行うこと。また40歳以上50歳未満の受診者に対しては、内外斜位方向・頭尾方向の2方向を撮影すること。
- ④ 乳房エックス線撮影における線量及び写真の画質について、日本乳がん検診精度管理中央機構の行う施設画像評価を受け、AまたはBの評価を受けること。評価CまたはD、施設画像評価を受けていない場合は至急改善すること。
- ⑤ 撮影を行う撮影技師、医師は、乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会^{#2}を修了し、その評価試験でAまたはBの評価を受けること。CまたはD評価、講習会未受講の場合は至急改善すること。

(3) 乳房エックス線読影

- ① 読影は二重読影を行い、読影に従事する医師のうち少なくとも一人は乳房エックス線写真読影に関する適切な講習会^{#2}を修了し、その評価試験でAまたはBの評価を受けること。CまたはD評価、講習会未受講の場合は至急改善すること。
- ② 二重読影の所見に応じて、過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影すること。
- ③ 外部（地域の読影委員会等）に読影を委託している場合は、委託先の状況を確認すること。

(4) 記録の保存

- ① 乳房エックス線画像は少なくとも5年間は保存すること。
- ② 問診記録・検診結果は少なくとも5年間は保存すること。

(5) 受診者への説明

- ① 受診者への説明項目は、次の6項目とする。
 - (ア) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があること。
 - (イ) 精密検査の方法。(精密検査はマンモグラフィの追加撮影や超音波検査、穿刺吸引細胞診や針生検等により行うこと。及びこれらの検査の概要など)
 - (ウ) 精密検査結果は乙から甲へ報告すること。なお、他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、乙がその結果を共有すること。(精密検査結果は、個人情報保護法の例外事項として認められているため、個人の同意がなくても、自治体や検診機関に対して提供できる)
 - (エ) がん検診の有効性(マンモグラフィ検診には死亡率減少効果があること)、及び、がん検診の欠点(がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること(偽陽性)など)。
 - (オ) 検診受診の継続(隔年)が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であること。
 - (カ) 乳がんがわが国の女性におけるがん死亡の上位に位置すること。
- ② ①に掲げる6項目を記載した資料を、受診者全員に個別に配布すること。なお、ポスターや問診票など持ち帰れない資料や、口頭説明のみは不可とする。
- ③ 資料は基本的に受診時に配布すること。なお、甲が受診勧奨時に資料を配布する場合は、資料内容をあらかじめ確認し、①に掲げる6項目が含まれている場合は、乙からの配布を省いてもよい。

3 システムとしての精度管理

- (1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための甲への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内に行うこと。
- (2) 精密検査方法、精密検査結果及び最終病理結果・病期(地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す)について、甲や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めること。
地域保健・健康増進事業報告に必要な情報：
()
- (3) 撮影や読影向上のための検討会や委員会(自施設以外の当該検診機関に雇用されていない乳がん検診専門家を交えた会)を設置すること。もしくは、甲や医師会等が設置した検討会や委員会に参加すること。
- (4) (1)～(3)の項目のうち、検診機関が単独で実施できない項目については、関係機関と連携して実施すること。

3 事業評価に関する検討

- (1) チェックリストやプロセス指標などに基づく検討を実施すること。
- (2) がん検診の結果及びそれに関わる情報（地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す）について、甲や医師会等から求められた項目を全て報告すること。

地域保健・健康増進事業報告に必要な情報：

- ()
- (3) (1)、(2)について検診機関が単独で実施できない項目については、関係機関と連携して実施すること。

注1 乳がん検診に用いるエックス線装置の仕様基準：マンモグラフィによる乳がん検診の手引き第6版、マンモグラフィガイドライン第3版増補版参照

注2 乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会基本講習プログラムに準じた講習会とは、日本乳がん検診精度管理中央機構（旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会）の教育・研修委員会の行う講習会等を指す。なお、これまで実施された「マンモグラフィ検診の実施と精度向上に関する調査研究」班、「マンモグラフィによる乳がん検診の推進と精度向上に関する調査研究」班、及び日本放射線技術学会乳房撮影ガイドライン・精度管理普及班による講習会等を含む。